

令和6年度鴨川市いじめ問題対策調査会 議事録

日時 令和7年2月5日(水)
午後2時から午後3時30分まで
場所 鴨川市役所天津小湊支所2階会議室

●出席者

○委員出席者

分野	委員氏名(敬称略)
医療	黒野 隆
心理	奈良 和子(欠席)
福祉	上野 ひろ子
福祉	石塚 則子
人権	上村 美智代

○教育委員会・事務局出席者

所属・職名	職員氏名
学校教育課長	鈴木 昭彦
事務局 学校教育課指導主事	石崎 要一郎

●傍聴 1人

●会議資料

- ・次第と資料(レジメ)
- ・委員名簿
- ・資料A 鴨川市いじめ防止対策推進条例・鴨川市いじめ問題対策調査会規則
鴨川市いじめ防止基本方針・鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】
- ・資料B 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について

1 開会(午後2時)

傍聴人、入場。

事務局から本対策調査会の会議の公開、議事録の作成及び傍聴規定等について説明、提案がなされた。委員からの質疑等は特になく、事務局の提案のとおり了解が得られた。

2 挨拶

鈴木学校教育課長から令和5年度の全国、千葉県、鴨川市のいじめ認知件数の状況や鴨川市の児童生徒の様子の説明がなされた。

3 各委員の紹介

事務局から各委員及び教育委員会事務局職員の紹介がなされた。

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について

事務局から、本対策調査会について説明がなされた。（資料A）

続けて、事務局から鴨川市いじめ防止対策推進条例第19条の説明及び鴨川市いじめ問題対策調査会規則の説明がなされた。

5 議事

事務局から黒野会長が議長となり、進行する旨の説明がなされた。

黒野議長が、上野委員を議事録署名人に指名した。

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告について

事務局から1月17日に開催された鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告がなされた。（資料B）

- ・上村委員から、いじめ状況調査における各学校の児童生徒数に対して、いじめの割合について質問がなされた。
- ・石崎指導主事から、いじめの認知件数については、学校により認知件数のカウントの仕方に多少ばらつきがあるため、1月の鴨川市いじめ問題対策連絡協議会で共通理解を図ったとの説明がなされた。
- ・鈴木学校教育課長から、中学校のいじめの認知件数は少ないが、各学校の生徒指導会議には、担当者が出席して生徒間のトラブルや生活の様子は把握しており、学校は、児童生徒に聞きとった上で家庭にも連絡している。各学校には、いじめのカウントの仕方について再周知したとの補足説明がなされた。
- ・上野委員から、各学校のいじめの対応について、教育委員会への報告に関しての質問がなされた。
- ・石崎指導主事から、いじめの対応については、今回の資料には明記されていないが、現在は学校だけではなく関係機関と連携して対応にあたっていることが多くなっているという説明がなされた。また、不登校児童生徒も増加していることから、訪問相談担当教員の活用機会も増加しているとの説明がなされた。
- ・石塚委員から、いじめのカウントの仕方についての質問がなされた。
- ・石崎指導主事から、いじめのカウントについては、同じ子が3件いじめを受けたとしても1件として、いじめを受けた人数でカウントをするとの説明がなされた。
- ・上村委員から、保護者対応についての質問がなされた。また、家庭環境が良くなるといじめは解決しないのではという意見がなされた。子どもは、育てている段階で100%の人間ではないため、大人になる過程で周りが環境を整えていく必要がある。いじめを止めようとする 것도大切だが、社会に出たときに学校のように守ってもらえなくなる。いじめの加害者も被害者も大切な国の宝だから学校でいじめへの対応を考えてもらいたい。学校での教育で何が大切なのかを教育してほしいという意見がなされた。

- ・鈴木学校教育課長から、いじめの指導の際には、加害者、被害者の家庭には学校から連絡をしている。時折、学校から連絡が行く前に子どもを通じて保護者に伝わった場合は、トラブルになる場合もあるとの報告がなされた。最近、子ども同士は解決できているが、保護者が納得できなくて、子どもの問題から保護者同士の問題になることが増えている旨の報告がなされた。また、自分の問題は自分で解決するという視点の教育も学校の中で指導していく必要があるとの説明がなされた。

(2) 鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について

事務局から市が実施する対策について、以下の説明がなされた。

- ・いじめ問題対策調査会、いじめ問題対策連絡協議会の設置の他、各種施策、相談体制の充実について
 - ・いじめの防止、早期発見のための対策について
 - ・毎年4月のいじめ防止月間における広報かもがわへの記事掲載など、市民に向けた啓発について
 - ・各学校が実施する対策についての具体的な内容と保護者の役割、市民の役割、重大事態への対処について
 - ・その他として、令和6年度の不登校児童生徒数（学年・男女別）と市内小中学校の不登校の状況と「にじいろはうす」の利用率について
-
- ・上野委員から、いじめから波及して不登校になった事案もあると思うので把握すると解決へつながっていくのではないかという意見がなされた。
 - ・石塚委員から、資料の明記の仕方について、特別支援の自・情とは自閉情緒学級の児童生徒を指すのかという確認がなされた。
 - ・鈴木学校教育課長から、2点補足説明がなされた。1点目は、学校の校務支援システム等も利用し全職員で共通理解を図っているという説明がなされた。2点目は、各学校でいじめ認知シートを作成し、いじめが収束するまで様子を把握しているという説明がなされた。
 - ・上村委員から、校務支援システムの個人の記録は、どのくらいの期間学校に残るのかという質問がなされた。
 - ・石崎指導主事から、校務支援システムの管理データの名簿は、小学校6年生、中学3年生で名簿から抜けるため、そこまでしかデータは残らないという説明がなされた。
 - ・上野委員から、校務支援システムのデータの情報開示は、できるのかという質問がなされた。
 - ・黒野委員から、重大事案が発生した際に、第三者委員会等で校務支援システム等のデータ開示を求められた時の規約があればよいのではという意見がなされた。
 - ・鈴木学校教育課長から、検討するという説明がなされた。

- ・黒野委員から、スマホでのトラブルの状況についての質問がなされた。
- ・石崎指導主事から、学校での把握が困難な現状であると説明がなされた。
- ・鈴木学校教育課長から、千葉県民生活部でネットパトロールを実施している。いじめ、自殺等も含め、危険度を分けて、毎月集計し結果が市教委へ届くことになっているという説明がなされた。
- ・上野委員から、啓発活動とSOSの出し方の重要性について意見がなされた。
- ・鈴木学校教育課長から、SNSの使い方については、警察、電話会社、県の組織等が積極的に情報モラル教育をしている。ニーズが多く、要望しても来てもらえなかったりするのが現状である。子どものみならず保護者を対象として実施することも大切であるという説明がなされた。
- ・上野委員から、人権擁護委員による授業も長狭高校の定時制で行っているので、小中学校でも実施をしていると思うが継続して実施してほしいという意見がなされた。
- ・石塚委員から、保護者が子どもたちを注意すると拒絶されたり会話にも入っていきなかつたりする。子どもと保護者がネットでつながっていけるような教育を学校でしてほしいという意見がなされた。
- ・鈴木学校教育課長から、学校のニーズをテーマにしてほしいことを先方に伝えられるため、今後の参考にしていきたいという説明がなされた。
- ・質疑ののち、鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について、承認された。

(3) その他

特になし

6 諸連絡

- ・石崎指導主事から、次年度の開催日程について説明がなされた。

7 閉会（午後3時30分）

- ・黒野議長は、一切の終了を告げ、閉会を宣言した。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認しました。

令和7年3月12日

上野ひろ子